

京都市職員の退職管理に関する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

京都市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（以下「法」という。）第38条の2、第60条及び第64条並びに京都市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項及び第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、本市が設立した地方独立行政法人及び国立大学法人京都教育大学とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に京都市職員退職手当支給条例その他人事委員会が別に定める条例等の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の表に掲げる職その他当該職と同等の職務を有すると任命権者が認める職とする。

任 命 権 者	職
市 長	担当局長，理事，区長，担当区長その他京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の1行政職給料表及び別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級のものが就いている職並びに医務監
消 防 長	局長，次長，理事その他給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級のものが就いている職
交 通 局 長	次長，理事その他京都市交通局職員給与規程（以下「交通局給与規程」という。）別表第1の1企業職給料表第1及び別

	表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が8級のものが就いている職
上下水道局長	次長，技術長その他京都市上下水道局職員給与規程（以下「上下水道局給与規程」という。）別表第1上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級のものが就いている職
市会議長，選挙管理委員会，人事委員会及び代表監査委員	事務局長
教育委員会	教育次長，理事その他給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級のものが就いている職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは，再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項及び第60条第6号の在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは，再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務

を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、本市が設立した地方独立行政法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思量するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の申請）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を受けようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

（1）氏名

（2）生年月日

（3）離職時の職

（4）再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称及び業務内容

（5）離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（第14条の部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものを含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

（6）当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

（7）当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象

となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
(再就職者による依頼等の届出)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、京都市再就職者依頼等届出書（別記様式）を人事委員会に提出して行うものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項及び第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの（以下「部課長等の職」という。）は、次の表に掲げる職その他当該職と同等の職務を有すると任命権者が認める職とする。

任 命 権 者	職
市 長	<p>1 部長の職に相当する職 部長，室長，担当部長，副区長，担当副区長その他給与条例別表第1の1行政職給料表，別表第1の4看護職給料表，別表第1の5薬剤職獣医職給料表及び別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職，桃陽病院長，地域リハビリテーション推進センター所長，こころの健康増進センター所長並びに児童福祉センター発達相談所長</p> <p>2 課長の職に相当する職 課長，担当課長その他給与条例別表第1の1行政職給料表，別表第1の4看護職給料表，別表第1の5薬剤職獣</p>

	<p>医職給料表及び別表第1の6 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職</p>
消 防 長	<p>1 部長の職に相当する職 部長, 校長, 担当部長その他給与条例別表第1の1 行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職</p> <p>2 課長の職に相当する職 課長, 担当課長その他給与条例別表第1の1 行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職</p>
交 通 局 長	<p>1 部長の職に相当する職 部長, 室長, 担当部長その他交通局給与規程別表第1の1 企業職給料表第1及び別表第1の2 企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職</p> <p>2 課長の職に相当する職 課長, 担当課長その他交通局給与規程別表第1の1 企業職給料表第1及び別表第1の2 企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職</p>
	<p>1 部長の職に相当する職 部長, 室長, 担当部長その他上下水道局給与規程別表第1 上下水道局企</p>

<p>上 下 水 道 局 長</p>	<p>業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職</p> <p>2 課長の職に相当する職</p> <p>課長, 担当課長その他上下水道局給与規程別表第1 上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職</p>
<p>市会議長, 人事委員会及び代表監査委員</p>	<p>1 部長の職に相当する職</p> <p>次長</p> <p>2 課長の職に相当する職</p> <p>課長及び担当課長</p>
<p>選 挙 管 理 委 員 会</p>	<p>1 部長の職に相当する職</p> <p>次長及び参事</p> <p>2 課長の職に相当する職</p> <p>課長及び担当課長</p>
<p>農 業 委 員 会</p>	<p>課長の職に相当する職</p> <p>事務局長</p>
	<p>1 部長の職に相当する職</p> <p>部長, 担当部長その他給与条例別表第1の1 行政職給料表及び別表第1の6 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職並びに花背山の家所長</p> <p>2 課長の職に相当する職</p> <p>(1) 課長, 担当課長その他給与条例別表第1の1 行政職給料表及び別表第1の6 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用</p>

教 育 委 員 会

を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職

(2) 幼稚園の園長その他京都市教職員の給与等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のものが就いている職（教頭に相当するものを除く。）

(3) 小学校及び中学校の校長

(4) 高等学校の校長その他教職員給与条例別表第1の1高等学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級のものが就いている職（部長の職に相当するものを除く。）

(5) 高等学校の事務長

(6) 特別支援学校の校長及び事務長

(部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者)

第15条 部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(過料の対象となる役職員に類する者)

第16条 法第64条の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条、第7条、第8条及び前条に定める役職員とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第17条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員及び当該職員と同等の職にある職員が就いている職とする。

- (1) 給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (2) 給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (3) 給与条例別表第1の4看護職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (4) 給与条例別表第1の5薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (5) 給与条例別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (6) 交通局給与規程別表第1の1企業職給料表第1の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (7) 交通局給与規程別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (8) 上下水道局給与規程別表第1上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (9) 幼稚園の園長及び教頭その他教職員給与条例別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が2級以上のもの(幼稚園の教諭を除く。)
- (10) 小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭
- (11) 高等学校の校長及び教頭その他教職員給与条例別表第1の1高等学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもの
- (12) 高等学校及び特別支援学校の事務長
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第18条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等

となった場合

- (2) 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、当該場合に該当することとなった日から起算して1年間につき、所得税法第28条第3項第1号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第19条 条例第3条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称及び業務内容
- (7) 再就職先における地位

2 条例第3条の規定による届出をした者は、当該届出に係る前項第6号及び第7号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を前項の任命権者に届け出なければならない。

(専決処理及び人事委員会への報告)

第20条 法第38条の3に規定する規制違反行為に関する任命権者の調査に対して人事委員会が行う監視に関する事項については、人事委員会事務局調査課長が専決処理するものとする。ただし、特に重要又は異例と認められるものについては、この限りでない。

2 人事委員会事務局調査課長は、前項の規定に基づき専決処理した事項、同項の規制違反行為の内容及び任命権者の調査の結果について、4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各区分による期間ごとに、人事委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第13条関係）

京都市再就職者依頼等届出書

(宛先) 京都市人事委員会	年 月 日
届出者の所属及び職名	届出者の氏名及び生年月日 電話 ー 年 月 日生

地方公務員法第38条の2第7項の規定により届け出ます。	
	氏名（振り仮名付き） ()
要求又は依頼をした再就職者	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時 分
	勤務する営利企業等の名称
	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
	離職時の所属及び職名
要求又は依頼の内容	

(人事委員会事務局)